

新たな生涯学習推進のための施策について

第11期茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会議報告書

平成26年10月

第11期茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会議

目次

はじめに	1
第1章 これまでの生涯学習推進の経緯	2
1 生涯学習における施策等の変化	2
2 社会教育委員会議意見具申及び生涯学習審議会答申等	3
3 地域における生涯学習環境の変化	4
4 第4次茨城県生涯学習推進計画の概要	5
5 生涯学習推進検討委員会報告書の概要	7
第2章 現在の生涯学習推進体制	12
1 現在の生涯学習推進の取組	12
第3章 生涯学習推進事業の施策について委員の意見より	20
1 新しい学習ニーズへの対応事業に対する意見	20
2 市町村への支援事業に対する意見	21
3 学校教育への支援事業に対する意見	22
4 コンソーシアム事業に対する意見	22
5 先進事例からの意見聴取に対する意見	23
第4章 今後の生涯学習推進体制の方向性について(提言)	27
おわりに	31

<参考資料>

1 第11期茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員	33
2 第11期茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会議の審議方針 及び流れ	34
3 第11期茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会議審議経過	35
4 茨城県生涯学習審議会条例	36
5 茨城県社会教育委員条例	37
6 本課の主な事業について	38
(1) 地域との連携による学校の防災力強化推進事業	38
(2) 学校図書館支援事業	39
(3) いばらきっ子郷土検定事業	40
(4) 企業連携による教育力向上推進事業	41
(5) 家庭の教育力向上プロジェクト事業	42
7 市町村のアンケート	43

はじめに

第11期の茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育委員会議（平成24年8月1日～平成26年7月31日）では、平成26年7月までの間6回にわたり、「新たな生涯学習推進のための施策について」というテーマのもとに、生涯学習推進のための施策を中心に審議を重ねて参りました。この報告書はその議論をまとめたものです。

第1章では、これからの生涯学習推進のために、国及び県の動向、社会教育委員会議並びに生涯学習審議会の意見具申や答申等についてまとめ、第4次生涯学習推進計画の概要、生涯学習推進検討委員会報告書の概要などを記しました。

第2章では、第1章で記した経緯をふまえて行われている現在の生涯学習推進体制構築の方向性及び主な取組について整理しました。

第3章では、本県事業について、委員の方々からの主な意見をまとめました。

第4章では、第1章から第3章までを受けて、今後の茨城県の生涯学習・社会教育行政の方向性について、4つの提言とその提言を達成するための小項目及び具体的施策についてまとめました。

この提言をもとに、県、市町村、関係機関、各種団体等がそれぞれの役割を果たし、一層の連携・協働を図りながら施策の充実に取り組まれ、県民の生涯学習が推進されることを願ってやみません。

第1章 生涯学習推進の経緯

1 生涯学習に関する施策等の変化

年度	施策の変化	国の動向	本県の動向
昭和60～62年	社会教育から生涯学習への転換期	○生涯学習体系への移行 (臨時教育審議会答申「教育改革に関する第1次答申～第3次答申」)	
63年		○文部省：生涯学習局発足(旧社会教育局)	
平成元年	個人の要望重視	○第1回全国生涯学習フェスティバル開催 生涯学習の振興に資することを目的に都道府県持ち回りで開催。	○茨城県生涯学習推進計画(H元～6) -学びいばらきいきいきプラン-
2年		○生涯学習振興のための推進体制及び地域における生涯学習の機会の整備を図る。 (生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律) ○地域の生涯学習を推進するための中心機関となる「生涯学習推進センター」の設置(都道府県)を提言。 (中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」)	・H5水戸センター設置 ・H6県西センター設置 ○新茨城県生涯学習推進計画(H7～17) -ゆうゆう いばらき 生きがいプラン- ・H9鹿行・県南センター設置
18年	新しい社会状況への対応期	◎「教育基本法」の改正 「生涯学習の理念」と「生涯学習社会の実現」を新たに規定(第3条) ○社会教育は個人の要望と社会の要請に応える必要がある。	○第3次茨城県生涯学習推進計画(H18～22) -さんさん かがやき 生きがいプラン- ・H18全国生涯学習フェスティバル開催 ・H18指定管理者制度導入 ・H18県北センター設置
20年		◎「社会教育法」の改正 ○「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(中教審答申) ○「知の循環型社会」の構築を提言 ○社会の要請への対応 ・現代的及び地域課題の解決 ・社会全体の教育力の向上(中央教育審議会答申)	
21年		○全国生涯学習フェスティバルから全国生涯学習フォーラムへ	
22年		○第1回全国生涯学習フォーラム開催	
23年			★東日本大震災(H23.3.11) ○茨城県総合計画 ○茨城県教育振興基本計画(H23～27) ○第4次茨城県生涯学習推進計画(H23～27) -つなぎ合う いばらき 学びプラン-
24年			○茨城県総合計画(改訂) -いきいきいばらき生活大県プラン- ・茨城県生涯学習推進検討委員会開催
25年		○「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」(中教審生涯学習分科会) ○「第2期教育振興基本計画について」(中教審答申) ○「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」(中教審)	

2 社会教育委員会議意見具申及び生涯学習審議会答申等

年	社会教育委員会議意見具申等	生涯学習審議会答申等
平成元・2 年度	「社会教育の体制について」 「乳幼児期対象の諸事業について」 「青少年期対象の諸事業について」 「成人期対象の諸事業について」 「生涯学習の推進について」	
平成3・4 年度	「学校週5日制について」(意見具申)	
平成5・6 年度	「生涯学習社会における社会教育の在り方について」(意見具申)	第1期 「国・公・民間の施設・機関の保有する多様な学習資源を活用した生涯学習システムの方策について(答申)」
平成7・8 年度	「21世紀の生涯学習社会における公民館現代化の課題 ー明るく元気な私たちの公民館づくりー」	第2期 「長期的な展望に立った本県生涯学習推進の当面の課題について」 「新茨城県生涯学習推進計画」について ゆうゆう いばらき 生きがい プランの発行
平成9・10 年度	「心の教育の在り方・市町村社会教育委員会議との連携の在り方について」(報告)	第3期 「学習圏構想に基づく地域生涯学習振興方策について(報告)」
平成11・12 年度	「『総合的な学習』の実施に伴う社会教育の課題 ー行動する社会教育委員を目指してー」(意見具申)	第4期 「地域に根ざし、地域づくりに結びつく生涯学習の充実方策について(報告)」
平成13・14 年度	「子どもを健やかに育む環境整備 ー家庭と地域の教育力の再生を図る社会教育の新たな役割ー」(報告)	第5期 「社会参画をささえる生涯学習推進方策についてー心豊かな地域づくりのためにー」(報告)」
平成15・16 年度	「未来を切り拓く新たな社会教育の在り方について 若者の自立支援ー青少年の主体的な社会参加に向けてー」ユース・サポート・プラン	第6期 「県民一人一人の生涯学習を支援する『学びの環境づくり』についてーいばらきE C A P P E (えかっぺ) プラン」
平成17・18 年度	「個性豊かで活力のある地域社会形成とその担い手づくり ー現代的な課題に対応する社会教育のあり方についてー」(報告)	第7期 「生涯学習社会の構築を目指す本県の推進方策について(新茨城県生涯学習推進計画の策定に向けて)」
平成19・20 年度	第8期 「今後の本県生涯学習の振興について」	
平成21・22 年度	第9期 「第4次茨城県生涯学習推進計画の策定に向けて」	
平成23・24 年度	第10期 「『社会の要請』と『個人の要望』のバランスを踏まえた生涯学習の振興方策について」 「新たな生涯学習の振興方策について」	
平成25・26 年度	第11期 「新たな生涯学習推進のための施策について」	

※ 平成20年7月31日(第8期)で任期が満了する生涯学習審議会委員の改選に併せ、社会教育委員を兼任することとして選任し、実質的に生涯学習審議会委員と社会教育委員を統合しました。

3 地域における生涯学習環境の変化

(1) 生涯学習の提供状況の変化

① 学びの提供主体の変化

大学の機能拡張による生涯学習への関与の増大と県・大学の連携の進展、民間教育事業者による講座の拡充、また市町村主体の講座の充実等により、県全体として見た場合、推進体制における公（県）中心体制から大学・民間をも有力な提供主体とする幅広い公・民協働体制へと担い手が拡大してきています。

② 受講者数や学習ニーズの面での変化

水戸生涯学習センター設置後約 20 年経過し、本県生涯学習の推進体制は現在では 5 センター体制になり、市町村の体制充実と相俟って、受講者数の大幅な拡大と同時に県民の学習ニーズのレベルアップをもたらしました。また、学習ニーズの高まりへの受け皿に関しては、民間教育事業者による積極的な講座拡充と大学による公開講座の拡充、さらに県生涯学習センターと大学との連携促進等の貢献が大きかったと考えられます。

(2) 個人の要望中心の生涯学習から社会の要請に重点を置く生涯学習への転換

① 新しい公共や社会貢献活動への高まりと市民活動への期待

急速に進行する少子高齢化、弱体化する社会的な絆、窮迫化する地方財政等を受けて、これからの地域を支える自助－共助－公助のシステムの構築が急務であることから、これからの生涯学習には、市民活動への参加意欲の醸成とともに活動の高度化・拡大化を図るための知識、技能及びコミュニケーション能力等の育成が求められてきています。

② 全国生涯学習フェスティバルから全国生涯学習フォーラムへの転換

趣味教養の全国生涯学習フェスティバルは平成 21 年度で終了し、地域課題や現代的課題を探る市民活動としての在り方としての実践的活動を探求する熟議の場に転換を図ることとしました。

(3) 新しい事業への取組み（学校支援や放課後子どもプラン）

国では新たな生涯学習施策として、社会教育的な視点からの学校支援や地域の教育力づくりへと施策の中心を転換してきています。

(4) 市町村レベルでの社会教育の動き（公民館からコミュニティセンターへ）

住民が自ら地域課題の解決を図るため、生涯学習に積極的に取り組み、学んだ成果を地域活動に生かしていくという一体的な事業展開を図るとともに、地域における子育て支援や高齢者支援等にも積極的に取組めるよう、公民館をコミュニティセンターとして地域づくりの拠点施設とする動きが強くなっています。

一方、公民館のコミュニティセンターへの転換により住民への行政サービスを優先する中で、市町村段階では、生涯学習を通しての地域づくりの中心となる人的体制の弱体化が懸念されることとなりました。

- 4 第4次茨城県生涯学習推進計画の概要（平成23年度～平成27年度）
県では、平成23年に第4次茨城県生涯学習推進計画を策定しました。
次のような課題があげられています。

【課題】

- ・ 家庭の教育力や地域の教育力の低下への対応
 - ・ 規範意識の低下への対応や基本的生活習慣の確立
 - ・ それぞれのライフステージに応じて、学び続けることができるための学習機会や学習情報の提供等
 - ・ 学習成果の評価と活用
 - ・ 「新しい公共」を担う人材の育成
- こうした課題に対応していくために、本計画が作成されました。

基本テーマ

ともに生き、ともに学び、 ともに支え合う社会をめざして

個人の学びを人と人のかかわりの中で生かし、人々が
ともに支え合って、人間性豊かな人生を送ることができる
生涯学習社会をめざしてまいります。



1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行や新たな経済格差の発生など、急激に社会や生活が変化の中で、
県民の多様化・高度化する学習ニーズに応じていくとともに、「新しい公共」の観点から地域の課題解決を図る社会貢献活動を支援するなど、県民が一生にわたり
人間性豊かな生活を営むことができるよう、第4次生涯学習推進計画を策定し、
平成23年度からの本県生涯学習の基本方針とします。

2 推進目標

① 新たな学習ニーズに対応した学びの促進

多様化・高度化する県民の学習ニーズに適切に対応する学習機会を提供するとともに、地域課題や現代的課題など社会のニーズに対応できる学習機会の充実に努めます。

② 学びを通じた個人の自立と地域のつながりの再構築

個人の自立を図るため、「子育て世代」、「成人期」、「高齢期」など、それぞれのライフステージや状況に応じた学習機会を充実させていきます。

また、地域の多様な主体の力を活用し、地域住民間のつながりの再構築を図ります。

③ 学習成果の社会への還元

現代的課題や地域課題等の解決を図るプログラムの開発や人材育成に努めます。また、学んだ成果が適切に評価され、その成果を生かして社会還元を促進を図ります。

3 生涯学習推進の基本的視点

- ① 県民の資質・能力の向上を支援する視点(多様な学習機会の充実)
- ② 家庭の教育力の向上を図る視点
- ③ 学校、家庭、地域社会を結ぶ視点
- ④ 青少年の体験活動を推進する視点
- ⑤ 県民の読書活動を推進する視点
- ⑥ 社会参加・参画を促進する視点
- ⑦ 社会につながるキャリア形成の視点



4 生涯学習推進のための基本的施策

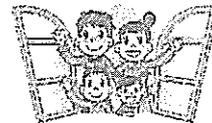
- ① 学びの環境の充実
- ② 多様な学習機会の充実
- ③ 社会全体で取り組む教育の推進
- ④ 学習成果を生かした社会参加・参画の促進
- ⑤ 生涯学習施設の活用



◇ 重点事項 (今後5年間で重点的に取り組む事項) ◇

- ① **地域やライフステージに応じた学習機会の充実**
弘道館アカデミー推進事業、県民大学講座、生涯学習施設活用の促進、地域コミュニティ再生事業
- ② **「生きる力」をはぐくむ青少年の体験活動の推進**
地域に生きるヤングボランティア推進事業、元気いばらきっ子育成事業、体験活動ボランティア活動支援センター等
- ③ **家庭教育への支援**
家庭の教育力向上プロジェクト事業、いきいき子育て地域連携実践講座開設事業等
- ④ **「新しい公共」を担う人材の育成**
東日本大震災対応社会貢献活動スキルアップ講座 (12講座、新規)、「無縁社会に立ち向かう」新たな社会貢献プログラムの開発 (5センターの共同開発、新規)、いばらきスクールサポート事業等 (新規)
- ⑤ **県民の読書活動の推進**
学校図書活動を支援するボランティアの育成・活用 (新規)、公立図書館等のネットワークの充実、読み聞かせ研修講座等

家庭教育ブック
～すくすく育ていばらきっ子～



5 「生涯学習推進検討委員会」報告書（平成24年3月）の概要

県では、東日本大震災により、甚大な被害を受けた水戸生涯学習センターの復旧方法の検討を契機に、本県生涯学習の推進の方向性や望ましい推進体制を踏まえた県生涯学習センターのあり方について検討するため、学識経験者等による検討委員会を設置（10月3日設置）し、計5回の会議を開催し、報告書をまとめました。

検討委員会報告書では、これまで県民に対して手厚い学習機会の提供に努めてきた県内5つの県立生涯学習センターの役割、他のセクターの役割、相互連携の在り方等についての報告をしています。

生涯学習推進体制の再構築について（茨城県生涯学習推進検討委員会報告）

概要

（1）生涯学習推進体制の再構築の背景

ア 法律等の改正

平成18年の教育基本法の改正や平成20年の中央教育審議会から「個人の要望」と「社会の要請」のバランスが重要であり、特に「社会の要請」に対する学習機会の必要性が明確にされた。

イ 学習機会提供主体の推移

本県においては、平成5年度の水戸生涯学習センター設置後、各地区生涯学習センター設置により学習機会の充実を図ってきたが、約20年が経過し、市町村、大学等高等教育機関、民間教育事業やNPO等による講座が拡充されるなど（個人の要望に係る）学習機会の充実が進んだことから、各セクター※1の役割を生かした生涯学習推進体制を構築する必要が出てきた。

※1 セクター：行政、大学、民間教育事業、企業、各種団体などの機関

ウ 生涯学習に係る新たな需要

新しい公共を担う人材育成や「社会の要請」への対応など、従来の高齢者の生きがい対策や教養講座といったものから、地域課題や現代的課題を解決できるような地域コミュニティの再生や市民参加といった学習機会の提供が期待されている。

（2）新しい生涯学習推進体制

ア 県の生涯学習の推進施策の方向

- (7) 「個人の要望」と「社会の要請」とのバランスに配慮した生涯学習事業の展開
- (4) 県、市町村、大学等高等教育機関及び民間教育事業等との役割分担と協働の推進
- (9) 新しい公共を担う人材の育成
- (1) 社会全体の教育力の向上（学校・家庭・地域の連携支援）

イ 生涯学習における行政の役割

現代的課題や地域課題に関する学習、新しい公共を担う人材の育成に係る学習機会の積極的な提供。

ウ 本県生涯学習の推進体制について

- (7) 各セクターの事業内容や役割分担などを考慮した推進体制の再構築

- (イ) 県、市町村、大学、民間、NPO等による事業型コンソーシアム※2の設立
- (ウ) 社会全体の教育を向上するための行政機能の強化や仕組みづくり

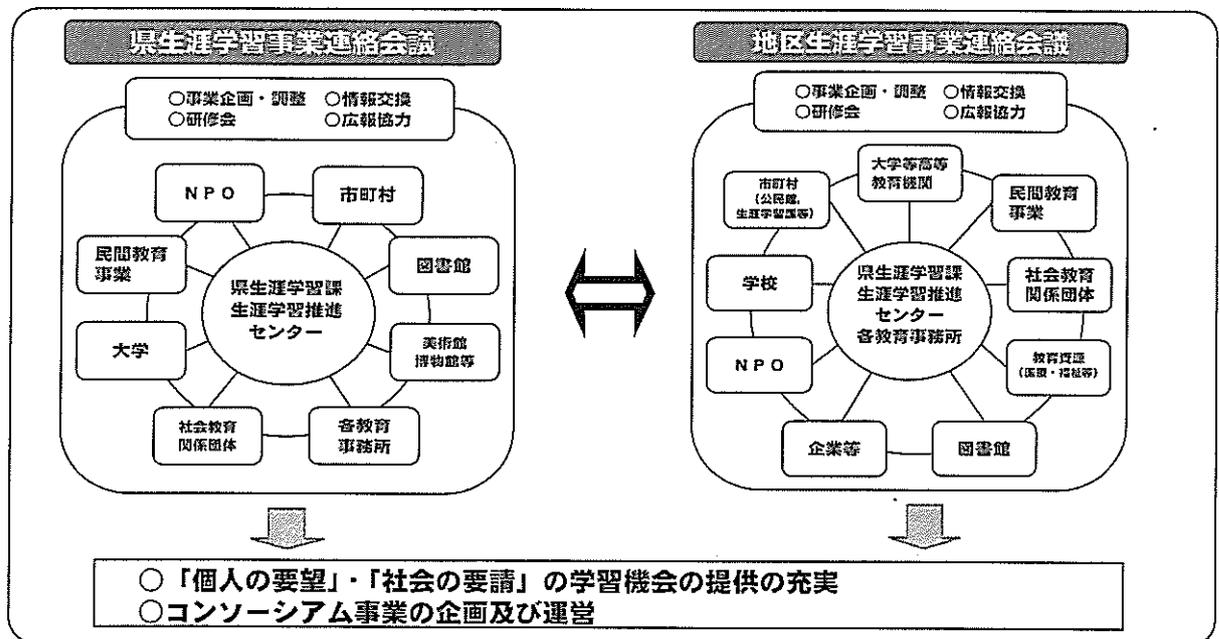
※2 コンソーシアム：行政、大学、民間教育事業、企業、各種団体などの機関が目的達成のために連携した共同体

(3) 新しい連携の在り方

ア 生涯学習事業連絡会議

○ 目的

事業連携の推進と生涯学習事業の企画及び事業調整のため、各セクター間において確固なネットワークを構築する。



イ 事業型コンソーシアム

○ 目的

学習成果の活用、現代的・地域的課題へ対応するため、民間団体などを含めた各セクターのネットワークを活用し協働し学習機会を提供する。

【茨城版事業型コンソーシアム例】

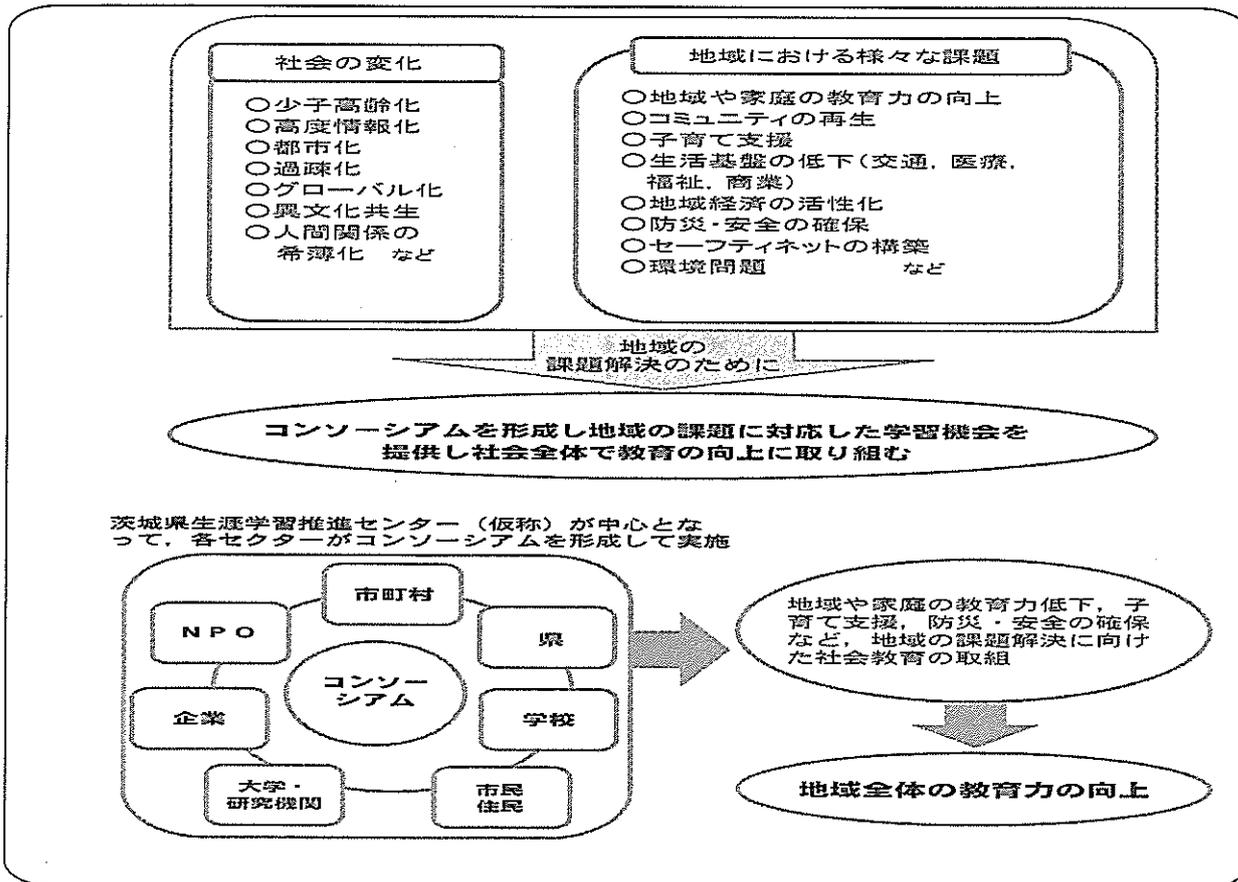
コンソーシアム	課題	内容	構成団体
趣味文化教育コンソーシアム	・生きがいづくり ・健康づくり ・自己実現	・趣味・教養講座開講。 ・健康増進講座開講。 ・公開講座（一般教養科目）開講。	公民館等、大学、民間教育事業、市町村教育委員会
学校支援コンソーシアム	・学習支援 ・図書活動支援 ・郷土文化伝統の継承 ・キャリア教育	・学校支援ボランティアの資質向上のための研修会。 ・積極的な学校支援のためのコーディネーター育成・活用。 ・学校支援ボランティア効果的活用のための教員研修。 ・PTAや地域住民への理解促進のための説明会。	PTA、自治・町内会、商工会、企業、公民館、図書館、小中学校、大学、県市町村教育委員会

子育て支援 コンソーシアム	<ul style="list-style-type: none"> ・育児全般 ・読み聞かせ ・コミュニケーションスキル 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で子育てを支える体制づくり。 ・子育て支援団体等の連携とネットワークの構築を担う人材育成プログラム開発。 ・相談体制の確立。 	子育て支援NPO、公民館、図書館、保健所、病院、大学、市町村子育て支援関係課
地域防災コンソーシアム	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する地域全体での備え 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画と学校との連携における防災計画づくり。 ・地域防災組織と学校との提携。 ・地域コミュニティを活用した防災訓練。 	PTA、自治・町内会、消防団、公民館、小中学校、消防防災関係課、県市町村教育委員会

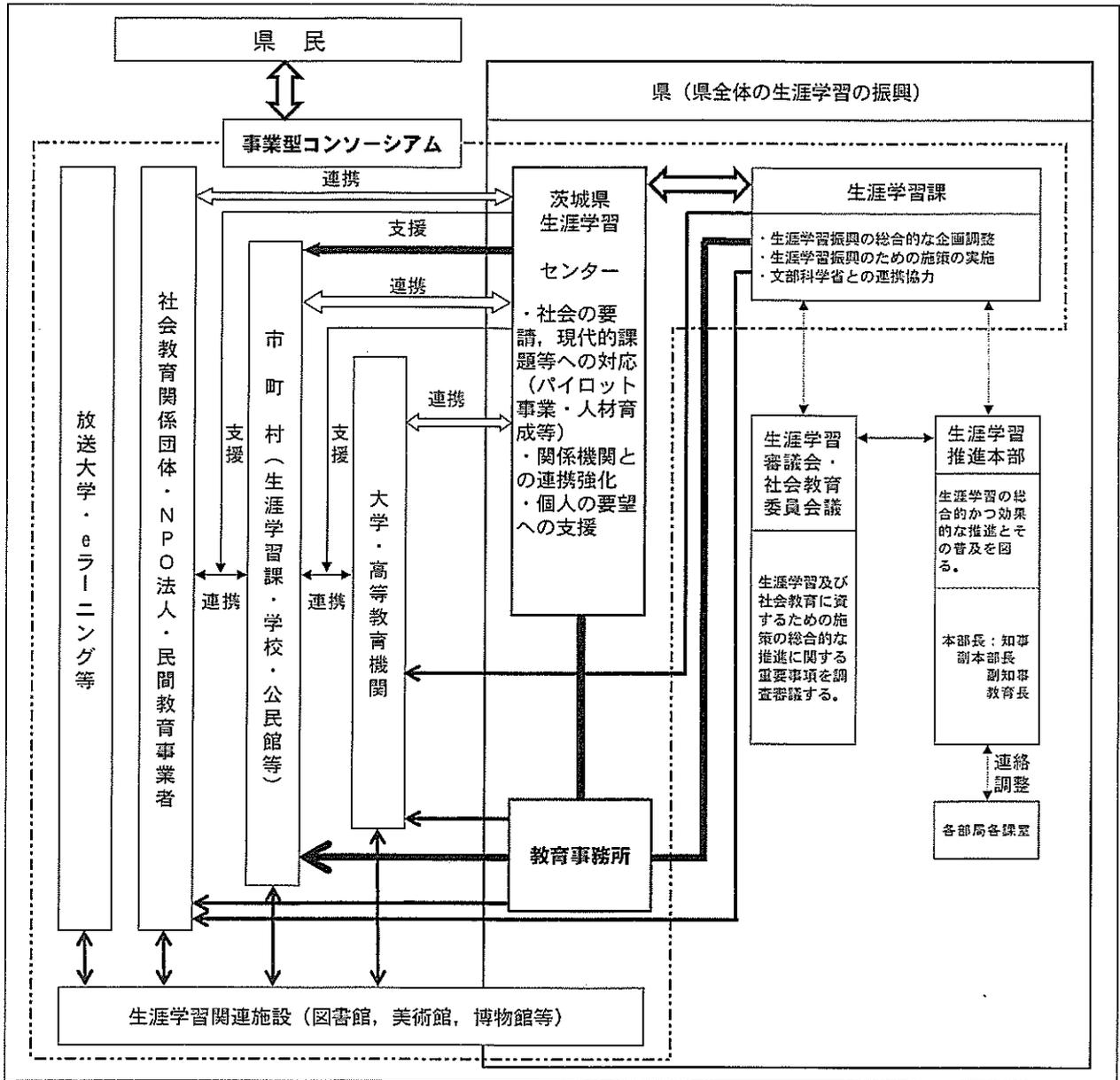
※ この他、高齢者移動サービス支援、発達障害児地域支援コーディネーター養成、若者就労支援、DV被害者支援、里山保全等、課題解決に向けたコンソーシアムをつくり、「社会の要請」への対応の充実を図る。

【参考】

○ 事業型コンソーシアム



茨城県の生涯学習推進体制図（案）



平成 24 年 3 月 30 日
茨城県生涯学習推進検討委員会

第1章のまとめ

本県の生涯学習推進体制は、国の動向にいち早く対応し、茨城県生涯学習推進計画（平成元年～平成6年）をもとに、5つの生涯学習センターを核とした広域学習圏構想に基づく地域生涯学習の推進することにより、県民に対する幅広い学習機会の提供と学習成果の活用・評価を図ってきました。これは、県内隅々に渡って、個人の生きがいづくりの充実を中心として、県民の学習機会を保証しようとする、生涯学習推進体制の量的整備としては全国に先駆けた大変積極的な施策でした。

そのような中、平成18年の教育基本法の改正や平成20年の中央教育審議会答申では、「個人の要望」と「社会の要請」のバランスが重要であり、特に「社会の要請」に対する学習機会の必要性が明確に提起されました。

しかしその一方で、地方財政の悪化もあり、従来独占的に公的機関が取り組んできた生涯学習の機会への、民間セクターの活力の導入を促すべく、本県においても指定管理者制度が導入されました。そのことによって、県民へのサービス提供は充実し、民間セクターが存在感を増しましたが、その反面、市町村とのつながりが薄くなってきたことも事実でした。

第4次生涯学習推進計画の策定中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、水戸生涯学習センターが甚大な被害を受けたことを契機に、平成23年10月に生涯学習推進検討委員会が設置され、生涯学習推進体制の再構築について議論を重ねました。その報告書（平成24年3月）では、本県生涯学習推進を担う各セクターの役割を明確化することや各セクター間の連携の必要性が浮き彫りにされ、新しい公共を担う人材育成や地域課題や現代的課題を解決できるような地域コミュニティの再生などの新たな課題が強く指摘されました。

第2章 現在の生涯学習推進体制

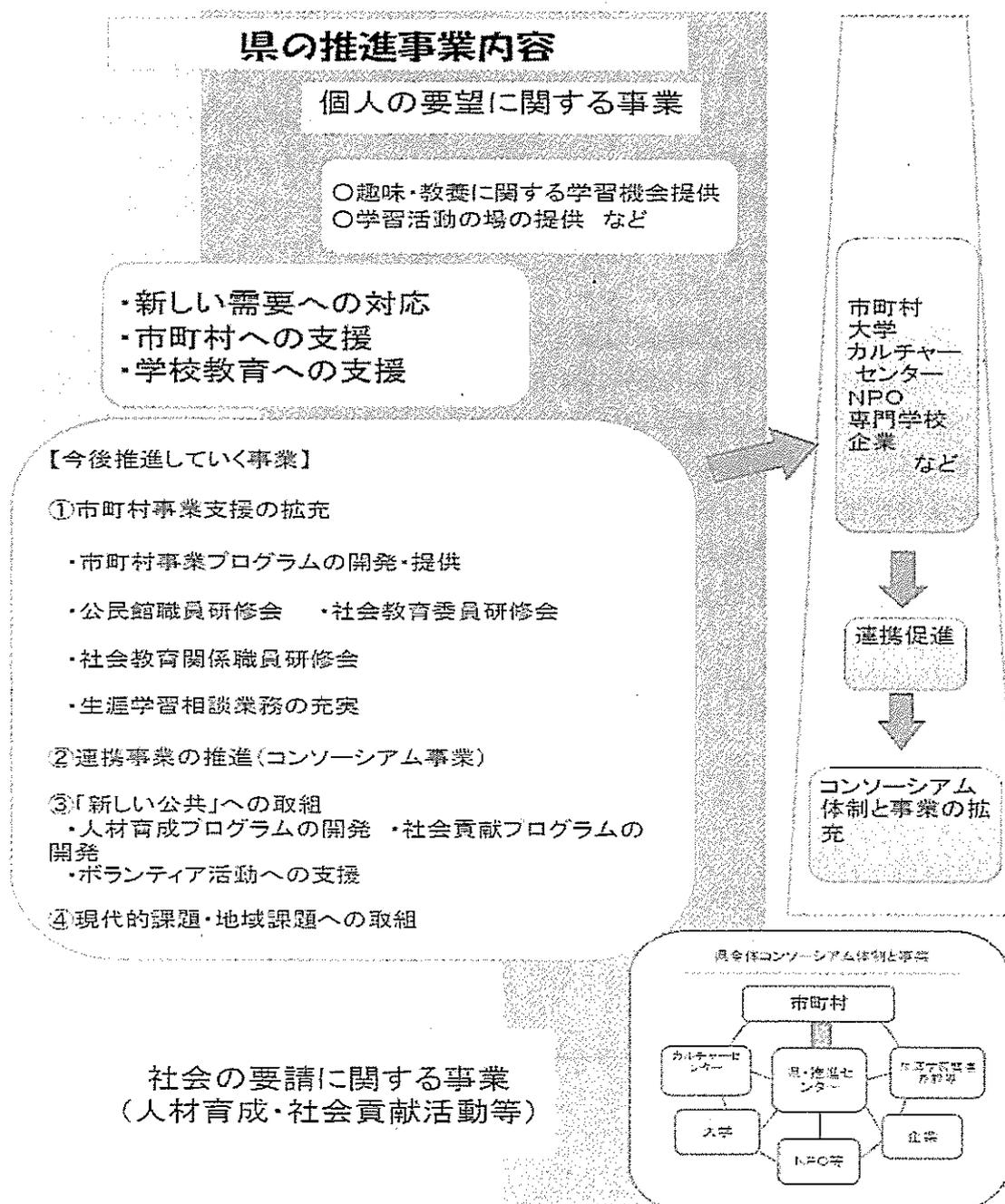
1 現在の生涯学習推進の取組

県では、「いばらき教育プラン」において、学校教育への支援体制の充実のため、学校教育と社会教育の連携を推進することとし、「第4次茨城県生涯学習推進計画（平成23年～27年）」に基づき、「社会の要請」に対応した学習機会の充実を図り、生涯学習の推進に取り組んでいるところです。

特に、平成24年に、生涯学習推進体制の方向性が、次のようにまとめられました。

生涯学習推進体制の方向性

県全体の生涯学習の振興



国の第6期中央教育審議会生涯学習分科会における「議論の整理」(H25年1月)、第2期教育振興基本計画(H25年4月)では、従来の「自前主義」から他セクターとの連携・協働の充実(ネットワーク型行政の推進)や社会教育行政の括りの拡大等の必要性が唱えられ、また、茨城県生涯学習推進検討委員会報告書(H24年3月)においてもコンソーシアムを形成して地域の課題に対応した学習機会を提供し、社会全体で教育の向上に取り組むことが示されました。

これらのことを踏まえ、県では、地域コミュニティの再生や子育て支援など、地域課題や現代的課題を解決するプログラム開発や社会貢献を担う人材育成など、新しい生涯学習のニーズに適切に対応するだけでなく、新たなネットワーク型行政の構築を図るため、県、市町村、大学及び民間教育事業者等の多種多様な部門間との連携・調整やコンソーシアム事業を創出する体制づくりを進めていくとしています。

さらに、県は、家庭や地域と学校の連携等に力を入れた事業を行うことによる「学校教育への支援」を柱とした事業を進めるとともに、県民の生涯学習・社会教育の拠点である市町村や公民館へ学習プログラムの開発や講座の提供を通じた「市町村への支援」の拡充、各セクターが実施する生涯学習・社会教育事業の全県的な企画調整や連絡調整などを推進していくとしています。

以上を踏まえて、重点事項として次の4項目が挙げられ、平成25年度には、それぞれに対応する事業が実施されました。

(1) 新しい学習ニーズへの対応

- ◎ 現代的課題や地域課題の解決に資するプログラム開発や新しい公共を担う人材育成

ア 社会貢献活動促進事業

(ア) 目的：実践的な講座や活動の場の提供により、様々な場所で活動できるボランティアの育成を図る。

(イ) 対象：ボランティアに関心がある一般県民

(ウ) 内容・ボランティア活動実践のための学習

(社会福祉、障害者、健康・医療、生活安全等の種類から実践)

・実践活動

(エ) 本数 各生涯学習センター2本以上実施

(オ) 各センターの取組状況

水戸生涯学習センター	①地域教育力活性化人材養成講座 (学校支援ボランティア養成・・・那珂市後台) ②子どものたまり場活動支援者養成講座 (読み聞かせボランティアの養成・・・水戸市内幼稚園、小学校等)
------------	--

県北生涯学習センター	①子育てサポーター養成講座 (子育てボランティアの養成・・・日立市) ②県北ジオパークサポーター養成講座 (インターパークボランティアの育成)
鹿行生涯学習センター	①傾聴ボランティア養成講座 ②環境美化ボランティア養成講座 ※高校生ボランティアの養成が中心
県南生涯学習センター	①子どもと遊び隊講座 (児童クラブ等で活躍できるボランティアの養成) ②観光ガイドボランティア養成講座 (土浦市の観光ボランティアの養成)
県西生涯学習センター	①読み聞かせボランティア養成講座 ②障害を持つ子どもたちと関わりを持つボランティア養成講座

イ 地域コミュニティ再生事業

(ア) 目的：身近な問題に自ら対応する能力を育成し、住民の自主的な取組の基盤とする地域コミュニティの再生を図る。

(イ) 対象：モデル地域・団体

(ウ) 内容・人材育成に関するプログラム開発事業で開発したプログラムの充実

・過疎化問題に立ち向かうコミュニティづくり など

(エ) 各センターの取組状況

水戸生涯学習センター	○地域の歴史と文化の調査活動をとおしたご近所つながりバックアップ事業 ※旧町の戦前・戦後の状況調べ
県北生涯学習センター	○常陸太田市並びに日立市大沼交流センターとの協働で事業を実施予定
鹿行生涯学習センター	○潮来市観光商工課との連携による人材育成事業の実施
県南生涯学習センター	○阿見町との連携 (まちづくりを中心とした事業)
県西生涯学習センター	○施設内の託児所の活用・・・ファミリーサポーター(子育て支援活動の充実)

ウ 家庭教育支援

(ア) 目的：子どもの発達段階に応じた「家庭教育支援資料4部作」を作成・配布するとともに、市町村やPTA、幼稚園や保育所と連携・協力して家庭教育の重要性や親の意識啓発を図るとともに、個々の親に対して学ぶ機会を提供し、家庭の教育力の向上を図る。

(イ) 内容：

- 家庭の教育力向上推進委員会の設置（教育，福祉，青少年育成関係者，行政関係者等） ※平成 25 年度は，6 回開催
- 「家庭教育支援資料 4 部作」の作成
 - ・ 「家庭教育ブック すくすく育てはじめの一步」の作成
 - 内 容 人としての基礎を築くとき，お子さんの発達について心配があったら等
 - 乳幼児期（0～3 歳）の子の保護者向け
 - ※ 配布対象 乳児の保護者（乳児家庭全戸訪問時）
 - ・ 「家庭教育ブック ひよこ」の作成
 - 内 容 幼児期のしつけ，生活リズムの向上等
 - 幼児期（3～5 歳）の子の保護者向け
 - ※ 配布対象 3 歳児の保護者（3 歳児健診時），幼稚園や保育所・保育園
 - ・ 「家庭教育ブック」の作成
 - 内 容 親の役割と責任，子どもへの接し方等
 - 就学前から小学 4 年生の児童の保護者向け
 - ※ 配布対象 就学前の子どもの保護者，各教育施設，市町村，公民館等
 - ・ 「家庭教育ブック つばさ」の作成
 - 内 容 日常生活における具体的事例へのアドバイス等
 - 小学 4 年生から 6 年生の児童の保護者向け
 - ※ 配布対象 小学 4 年生の児童の保護者
- 「家庭教育支援資料 4 部作」の活用
 - ・ 「家庭教育ブック すくすく育てはじめの一步」の活用
 - 乳幼児家庭全戸訪問時等
 - 対 象 乳幼児期の子どもの保護者
 - ・ 「家庭教育ブック ひよこ」の活用
 - 3 歳児健診時や幼稚園，保育所・保育園，PTA 等での研修会等
 - 対 象 幼児期の子どもの保護者
 - ・ 「家庭教育ブック」の活用
 - 就学時健診時や入学説明会，家庭教育学級，PTA 等での研修会
 - 対 象 小学校就学前の子どもの保護者等
 - ・ 「家庭教育ブック つばさ」の活用
 - 学級懇談会や家庭教育学級，PTA 等での研修会
 - 対 象 小学生の保護者等

- 家庭教育推進員養成研修及び市町村家庭教育担当者研修
 - 時期 8月
 - 対象 各市町村・地域において家庭教育支援を行っている人及び各市町村家庭教育担当職員
- 「子どもいきいき自然体験フィールド100選」マップの活用
 - 「子どもいきいき自然体験フィールド100選」マップ（家庭教育ブックに綴じ込み）を活用し、家庭での自然体験活動を支援する。
- お手伝い・ボランティア奨励事業
 - 小学1年生全員に「おてつだいちょう」を配布し、家庭でのお手伝いを奨励することにより、子どもたちの自立心や責任感、道徳心や正義感などを育成するとともに、家庭の教育力の充実を支援する。
 - ・対象 小学1年生全員
 - ・内容 ①「おてつだいちょう」の作成、配布・活用
②チラシや広報誌による広報・啓発活動
- 企業連携による教育力向上推進事業
 - 社会全体の教育力の向上を図るために、県内の4つの経済団体（茨城産業会議）と連携し、学校支援、家庭教育支援についての検討会を設置した上で、学校・家庭・地域・企業・行政の5者連携強化を図りながら支援資料及びウェブサイト等を作成し、学校支援や企業における家庭教育の充実を図る。
 - 1 企業と県教育庁との連携による教育支援推進のための検討会の設置
 - 構成員
 - ・茨城産業会議
(県経営者協会、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会)
 - ・市町村教育長協議会代表者、県校長会代表者 等
 - 検討内容
 - ・学校支援、家庭教育支援に関する検討。
 - 2 企業による学校支援ハンドブックの作成
 - 企業が提供する学校支援メニューを分野別に掲載し、企業名・連絡先・具体的な支援内容・受け入れ可能人数等必要な情報を学校等へ提供する。
 - 3 企業における家庭教育支援リーフレットの作成
 - 企業における家庭教育学級等の実践例や実施方法についてまとめた冊子を作成し、企業に提供することで、企業の従業員向け家庭教育学級の開設等を支援する。
 - 4 企業との連携による教育支援ウェブサイトの作成
 - 「企業による学校支援」、「企業における家庭教育支援」のウェブサイトを作成し、県教育委員会のホームページに掲載することで、

学校や企業が支援を受けるための必要な情報を簡単に得ることができるようにする。

(2) 市町村への支援の拡充

◎ 市町村や公民館事業を支援するプログラム開発や研修会等の充実

ア 市町村・公民館講座等プログラム開発講座

(ア) 目的・県（センター）とモデル市町村が手を組み講座プログラムの開発を行う。

・市町村の生涯学習の運営能力の向上と人材の育成を図る。

(イ) 対象：モデル市町村

(ウ) 内容：モデルプログラムの開発・実践・成果発表 等

(エ) 各センターの取組現状

水戸生涯学習センター	・城里町と連携し、子どもたちの体験活動、家庭教育学級に関するプログラムの開発を実施。
県北生涯学習センター	・高萩市中央公民館と連携し、まちづくりのための公民館講座プログラムの開発を実施。
鹿行生涯学習センター	・銚田市中央公民館と連携し、若者を取り込む講座プログラムの開発の実施。
県南生涯学習センター	・守谷市と連携し、公民館講座のプログラムを開発の実施。
県西生涯学習センター	・下妻市と連携し、歴史や自然、伝統など郷土愛を担う人材育成事業を実施。

イ 事業企画力スキルアップセミナー

(ア) 目的：魅力ある講座の開発や運営方法等の研修を行うことにより、生涯学習関係職員等の資質の向上を図る。

(イ) 対象：市町村職員・公民館職員等

(ウ) 実施内容・現代的課題・地域課題に関する講座開発のための研修

第1回 地域課題発見・ファシリテート力アップ講座

第2回 課題解決に向けてのプログラム作り講座

第3回 プログラム実践力アップ講座

(エ) 実施場所 水戸生涯学習センター

(3) 学校教育への支援

◎ 学校、家庭、地域社会の連携の充実

・地域との連携による学校の防災力強化推進事業（平成24年度～）

・学校図書館支援事業（平成24年度～）

・いばらきっ子郷土検定事業（平成25年度～）

・企業連携による教育力向上推進事業（平成25年度～）

(4) コンソーシアム事業の展開

◎ 全県的な生涯学習・社会教育事業の調整

第2回の会議では、コンソーシアム事業「いばらき子ども大学」が提案されました。

ア 生涯学習推進事業連絡会議（発足会）

(ア) 目的：社会教育・文化・生涯学習等の事業に係わる施設の管理者が、それぞれの施設の振興を進めるため、施設間の連携や連絡調整を活発にするとともに、協働事業やコンソーシアム事業の創出のための会議を発足し、新たな生涯学習事業の推進を図る。

(イ) 日時：平成25年5月1日（水） 13:30～16:00

(ウ) 参加者：各セクター（28施設）の代表者

(エ) 開催内容

- セクター合同会議（本会議）
 - ・生涯学習推進事業連絡会議の趣旨について
 - ・組織体制等について
- 研修会（ワークショップ）
 - ・連携事業の可能性について

イ 第2回生涯学習推進事業連絡会議の開催

(ア) 開催期日：平成25年9月26日（水） 10:00～12:00

(イ) 開催内容

- 地区別セクター会議の組織案作成
- コンソーシアム事業の提案（県及び各セクターから）
 - ・新規事業の提案
- 研修会（ワークショップ）
 - ・事業評価とは

ウ 第3回生涯学習推進事業連絡会議の開催

(ア) 開催期日：平成26年2月4日（火） 13:30～16:30

(イ) 開催内容

- 事業評価を考えるワークショップ
- 「いばらき子ども大学推進本部会」

※セクター：行政、大学、民間教育事業者、企業、各種団体などの機関

※コンソーシアム：行政、大学、民間教育事業者、企業、各種団体などの機関が目的達成のために連携した共同体

第2章のまとめ

県は、第4次生涯学習推進計画（平成23年～27年）や生涯学習推進検討委員会（平成24年）を経て、現代的課題や地域課題を解決するための施策に踏み出しました。

地域コミュニティの再生や子育て支援、社会貢献を担う人材育成プログラム、ネットワーク型行政の構築を図るための、県、市町村、大学及び民間教育事業者等の多種多様な部門間との連携・調整やコンソーシアム事業がそれにあたります。

特に、具体的な生涯学習推進の取組の柱として次の4つの重点項目が示され、その施策としてそれぞれの事業が展開されました。

- (1) 新しい学習ニーズへの対応
 - ・社会貢献活動促進事業（H23～）
 - ・地域コミュニティ再生事業（H24～）
 - ・家庭教育支援
 - [すくすく育てはじめの一步作成]（H25～）
- (2) 市町村への支援の拡充
 - ・市町村、公民館講座等プログラム開発講座（H25～）
 - ・事業企画カススキルアップセミナー（H25～）
- (3) 学校教育への支援
 - ・地域との連携による学校の防災力強化推進事業（H24～26）
 - ・学校図書館支援事業（H24～）
 - ・いばらきっ子郷土検定事業（H25～）
 - ・企業連携による教育力向上推進事業（平成25年度～）
- (4) コンソーシアム事業の展開
 - ・生涯学習推進事業連絡会議（H25～）
 - ・未来への架け橋 学びの創造プロジェクト コンソーシアム いばらき子ども大学（H26～）

第3章 生涯学習推進事業の施策について（委員の意見より）

県の平成25年度事業について、審議会の中で出された意見は以下のとおりです。

1 「新しい学習ニーズへの対応事業」に対する意見

【委員からの意見】

- ・人材バンクは、どんどん貯まって利子が見つからないと言われている。なぜかという、人は気持ちで動くので、今やりたいと思ったら、そのときに動く。貯めてしまうと気持ちはどっかにいってしまう。大事なのは「つなぐ人」。コーディネーター（つなぎ手）が生の気持ちをどうつないでいくか。生涯学習センターにコーディネーターが機能的にどの程度配置されているか、コーディネーターはニーズの調整だけでなく、例えばどんな講座をつくっていくか、講座を受けた方が次の企画の担い手になるとかそういうことも含めて事業のコーディネーターでもあるので、社会教育主事の先生方が関わるような仕組みづくり、そういう人の部分を生かしながらつないでいくということをお願いしたい。
- ・水戸市の「さきがけ塾」は、生涯学習のボランティアを養成していて、受講生が1期目は修了して、1期生が公民館の企画に関わるとかいうことが始まっていて、協働という視点で学んだ人たちが企画に関わっている。水戸生涯学習センターで昨年度やった居場所の養成に関しては、そこで出会った人たちが活動を始めている。そういうところに集まった人たちが、生涯学習センターがどのようにバックアップしていけるのかとか、この人たちとどのように連携していけるのかとかを模索していくことが大事なのではないか。
- ・観光振興課の方で、4～5年前から観光ボランティアの養成をしており、研究大会も行っている。まさにこのあたりも県庁内の連携といえるのではないか。市町村も含めてタイアップしていくと良いと思う。実際、観光ボランティアをされている方々は、多くはその生まれでない方々が、転勤などで来た方が学んで、学んだ結果それを伝えたいというので自分たちのグループを立ち上げるといったようなことが県内各地であるようである。まさに地域の人材の活用という点では重要な取組である。郷土を知って広げるという生涯学習そのものの取組であると思う。

【「新しい学習ニーズへの対応事業」に対する意見のまとめ】

- 地域づくりを支える多様な人材の育成・活用（ボランティアも含む）
- 地域の多様な人材をコーディネートしていく、社会教育主事などの専門的職員の役割や配置の見直し
- 地域人材のネットワーク構築

2 市町村への支援事業に対する意見

【委員からの意見】

- ・市民と一緒にというのを行政がやるっていう発想はできないと私は思っている。行政がやらなくていいっていうのではなく、丁寧に言うと、行政がやるのは難しいと。つまり、市町村でもそうだが、一緒にやりましょうと市町村から言われると、市民の方が尻込みしたり、構えてしまったりということがよくある。いかに市民がその事業の企画から一緒にやるメンバーになるかというところが肝なのではないか。企業も一市民であるし、学校も地域の大事な組織、メンバーと考えれば、同じような意味で重要な事例の紹介であったと思う。養成講座とか研修の話だが、いろんな取組をするのは重要だが、養成講座や研修の企画の段階から主体がどのように関わるかが大切である。
- ・アンケート結果から、全市町村が「市町村への生涯学習事業への支援が必要」と回答しているというが、支援は受ける側が主体なので、市町村のニーズとして何を支援して欲しいのか、細かなニーズを把握することをやっても良いのではないか。
- ・市町村の実状をとらえられていない。これは教育事務所に社会教育主事がないため、市町村とのつながりが弱くなっているところもある。
- ・市町村の生涯学習課も今何をやるべきか、悩んでいるところもある。
- ・公民館では、趣味・教養の講座をやっていたり、すでに社会的課題に対応した講座を提供したりしているところもある。また、市民センターになり公民館がなくなっている市町村もあり、貸し館になっているところもある。そのため、行政が提供する学習の場が弱くなってきている。
- ・市町村では、何のためにではなく、何をやるか、それをやるにはどういう講師、ボランティアが必要かの情報の支援をうけることが多い。
- ・地域がもとめている支援を考える上で、コーディネートするスキルを身につけること、人材を育てることに困っているのではないか。
- ・プログラム開発事業やスキルアップ事業は市町村も待っていると思う。
- ・お金の支援ではなく、どういう事業をやれば、市民に対して良いのか相談したい部分がある。
- ・防災や子育て、健康などは社会が必要としているところだが、生涯学習って何なのかっていうことが広くてわからない。だから市町村も難しい。

【「市町村への支援事業」に対する意見のまとめ】

- 県民が事業の企画の段階からどのように関わっていくか
- 市町村のニーズを詳細に把握することの必要性
- 県と市町村をつなぐ社会教育主事の役割の重要性
- 市町村格差の問題（どのような事業を実施していくか等）

3 学校教育への支援事業に対する意見

【委員からの意見（主にいばらきっ子郷土検定事業について）】

- ・問題作成者には熱意を持って、茨城のこれを知ってもらいたいというようなものを作成してもらいたい。
- ・4年生で、「郷土いばらき」というものを教育研究会の社会科部で作成している。市町村では、3年生用に作成している。郷土学習というのは、郷土について自分たちで調べて見ようという題材である。知識としてこれを知っているとか、そういうことではない。茨城県に興味を持たせるとするのはとても大切なことであるが、出し方は難しいと思う。
- ・ある程度勉強するためのよりどころがあって、実施した方がよいと思うがいかななものか。
- ・私もHPで問題をやってみたが、なかなかわかっていないことが多いと思った。これからの取組になると思うが、HPだけでなくテキスト的なものがあったら、これは知っていた方がいいというものがあった方が子どもたちも学習しやすいと思う。
- ・結果として知識が増えて茨城県への愛着や誇りが増していくというのが目的であると思うが、そういう意味では、県大会の時に、参加した代表の子どもたちの交流があるといいのではないか。各市町村、自分の住んでいるところについては理解があると思う。愛着というのは人との関わりの中で生まれてくると思うので、毎年毎年県大会で各代表の子どもたちが交流すれば、10年もやるとすごく結びつきが深まると思う。

【「学校教育への支援事業（主にいばらきっ子郷土検定事業）」に対する意見のまとめ】

- 郷土愛を育成できるような問題の作成について
- 検定テキストなど教材などがあるとよい
- 県大会での参加生徒の交流について

4 コンソーシアム事業に対する意見

【委員からの意見】

- ・可能であれば、学び体験させることによってだけでなく、子どもたちがこの大学の企画運営に関わるような仕掛けとか手立てとか、それを入れ込んでいただくと面白い。事業主体が運営委員会となっているが、これに即入るのがいいのか、小学校の協力も得なくてはならないので、小学校の先生の負担が増えるのも大変なので学校とは書きにくいと思うが、何らかの形

で子どもが企画運営に関わるような、子どもたちが体験した後、これを育てていく主体になっていくようであるとありがたい。

- ・学校に戻った後にどれだけ刺激になったか、ものすごく重要なところであり、そういうところまで見通せることが大切である。
- ・「子どもでも喜ぶ水戸納豆をつくろう」とか「小学生でも安全にできる保険を組み立てよう」とか企業がそういうメニューを出して企業の方にやっていたくことも考えられる。
- ・コンソーシアム事業でやるので、大学やNPOだけでなく、社会教育施設の方も入っているので、美術館のアウトリーチプログラムをやっている方とか、水族館の方とか、いろいろな方が参加されているので、そういう人たちと一緒にやっていくと、子どもたちとつなぐ知恵もたくさん持っている方もいるので、多様な方でやっていくのが良いと思う。
- ・コンソーシアムに企業を加えることは、今まで手の届かない人たちに手を伸ばそうと模索していると理解します。
- ・課題を解決するために協力することがコンソーシアムでできる。

【「コンソーシアム事業」に対する意見のまとめ】

- 継続的な知の循環型の事業へ
- 参加者（子どもも含め）が企画側に
- 学校などに戻った後の展開
- 企業との連携も
- コンソーシアムを構築するためのキーパーソン（「つなぐ知恵」をもつ人）の重要性・必要性

5 先進事例からの意見聴取に対する意見

第3回審議会では、県内行政、企業、学校といった分野から、様々な団体との連携を図りながら、生涯学習・社会教育活動に先進的に取り組んでいる団体からの意見聴取を行いました。

それぞれのセクターで、まさに地域住民の自立に向けた取り組み、協働による地域づくりの実践がなされていることが示されました。

【委員からの意見】

(もりや市民大学)

- ・出口戦略というところで、実際に活躍する人が増えてくると思う。
- ・市民協働推進課（事務局）と生涯学習課（運営委員）との関係が重要。
- ・3年後をメドに、協働のまちづくりに携わっていく人材を輩出していききたい。

(ネイチャーキッズ特派員)

- ・教師の業務の多忙さが問題となっているが、子どもたちの選択肢が増えるのはよいことである。
- ・学校も企業も地域に根ざしており、同じ地域に存在しているという枠の中では、極めて生涯学習的な取組である。
- ・実践に学ぶことが大切。

(一本杉ふれあいのつどい)

- ・地域の人たちも子どもたちと関わるのはうれしい。
- ・学校が全部用意して、お膳立てをして、ということだと学校が忙しくなってしまう。
- ・課題は、コーディネーターであり、学校を支える地域の教育力という観点からは、地域が支えなければならない。

<p>【「先進事例からの意見聴取」に対する意見のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政の中での他部局との連携 ○まちづくりに携わる地域の人材育成 ○企業のCSRの重要性 ○学校と地域をつなぐコーディネーターの育成
--

<意見聴取の概要>

発表内容	もりや市民大学	ネイチャーキッズ特派員	一本杉ふれあいのつどい
区分	市町村（守谷市）	企業（カスミ）	学校（常磐小学校）
発表のポイント	市民と行政が地域課題を共有し、解決策を考え、実践につなげる取り組み	企業の社会的責任（※CSR）の中で、環境問題を通して子どもたちを育てる取り組み	教育活動全体を通じた、学校・家庭・地域との連携に関する取り組み
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○他の市町村でも活用できる協働の担い手育成モデルとしての取り組みである。 ○プログラム作成や講師の選定なども、他の団体と連携して行うことができた。 ○実施主体は市、企画・運営は市民が中心の協働事業という役割分担が明確に進められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道での体験活動、壁新聞報告会等を通して、環境問題と自分をつなげて考える意識を育てることができた。 ○カスミとWWFジャパンとの協働事業で、それぞれの良さを出すことができた。 ○今年で12回目の継続となり、長期的事業である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校だけでは体験できないことを体験でき、様々な体験を通して、児童の情操が育まれる。 ○異年齢の方々との関わりにより、コミュニケーション能力の向上が図れた。 ○地域の一員としての人間関係の育成が図れた。

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ●協働のまちづくりを担う市民を育成することがねらいであり、市が具体的にどのような人材を求めているのか協議をしていくことが必要である。 ●運営委員の選出について 	<ul style="list-style-type: none"> ●参加者の選考方法について。 ●カスミの取組を地域の方々にどのように知らせていくか。 ●事業の広報活動をどのように進めていくか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校と地域が連携を図る場合、学校内の担当者（コーディネーター）の負担が大きく、担当者が変わったときの引継ぎが難しい。 ●当日までの連絡調整、準備指導に時間を要する。
-----	--	--	--

※ CSR・・・企業の社会的責任のこと。企業がさまざまな活動をおこなうプロセスにおいて、利益を最優先させるのではなく、消費者、取引先、地域社会、株主、従業員などとの関係を重視しながら、社会的公正性を保つことや、環境対策を施すことなど、社会に対する責任や貢献に配慮し、長期にわたって企業が持続的に成長することができるよう目指すこと。

第3章のまとめ

各事業に対する委員の意見のまとめは以下の通りです。

【「新しい学習ニーズへの対応事業」に対する意見のまとめ】 → 提言1

- 地域づくりを支える多様な人材の育成・活用（ボランティアも含む）
- 地域の多様な人材をコーディネートしていく社会教育主事など専門的職員の役割や配置の見直し
- 地域人材のネットワーク構築

【「市町村への支援事業」に対する意見のまとめ】 → 提言1, 2, 3, 4

- 事業の企画段階から県民がどのように参画していくか
- 市町村が必要とするニーズの詳細な把握
- 県と市町村をつなぐ社会教育主事の新たな役割の重要性
- 市町村格差の問題の重要性と求められる対応

【「学校教育への支援事業（主にいばらきっ子郷土検定事業）」に対する意見のまとめ】 → 提言2

- 郷土愛を育成できるような問題の作成について
- 検定テキストなど教材などがあるとよい
- 県大会における参加生徒の交流の促進

【「コンソーシアム事業」に対する意見のまとめ】 → 提言3

- 継続的な知の循環型の事業
- 企業との連携
- コンソーシアムを構築するためのキーパーソン

【「先進事例からの意見聴取」に対する意見のまとめ】 → 提言1, 3

- 行政の中での他部局との連携
- まちづくりに携わる地域の人材育成
- 企業のCSR活動の重要性
- 学校と地域をつなぐコーディネーターの育成

※ →は、それぞれの意見のまとめに対応する主な提言

第4章 今後の生涯学習推進体制の方向性について（提言）

これまで新たな生涯学習推進のための施策について数多くの意見が出されましたが、国の動向及び本県の環境等を踏まえ、今後の施策の方向性として次のことを提言します。

提言1 生涯学習社会を支える人づくり、絆づくりの推進

提言1に対する小項目	提言1に対応する具体的施策
○地域の多様な人材をコーディネートしていく社会教育主事など専門的職員の役割や配置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・教員籍社会教育主事の各教育事務所、市町村配置の推進 ・有資格者の育成、学校への配置
○地域づくりを支える多様な人材の育成・活用（ボランティアも含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・各生涯学習センターが実施する社会貢献活動促進事業の推進 ・生涯学習ボランティア活動支援センターの充実
○地域人材のネットワーク構築	
○生涯学習指導者の養成・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習指導者養成を図るための研修の充実 「事業企画力アップスキルセミナー」 「社会教育主事等研修」「公民館長等研修」「社会教育委員研修」「図書館職員研修」「社会教育主事講習」等
○コンソーシアム事業を推進するキーパーソンの発掘と組織化	<ul style="list-style-type: none"> ・「人材発掘」を目的とした交流会の開催 ・多様なネットワークを持つ人材の活用による新たな人材の発掘と組織化

提言2 新しい学習ニーズに応じた多様な学びの機会の充実

提言2に対する小項目	提言2に対応する具体的施策
○茨城の未来を担う子どもたちを育む教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらき教育の日」推進事業を中心に茨城の未来を担う子どもたちを社会全体で育てていくという意識啓発の促進 ・郷土愛を育む事業の充実：いばらき

	<p>の魅力再発見事業， いばらきっ子郷土検定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書活動への支援：学校図書館支援事業， 子どもの読書活動推進体験整備事業 ・各事業セクター（市町村， 大学， 企業， 民間教育事業者， NPO等）と連携し， 社会全体で茨城の未来を担う子どもたちを育てるコンソーシアム事業の実施：コンソーシアムいばらき子ども大学
○現代的・社会的課題に対応した学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題を把握し， その課題解決のための事業の実施 ・社会の要請に特化した県民大学講座の開設 ・地域調査等による学習ニーズの把握
○家庭教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援資料4部作の作成及び活用：「家庭教育ブック すくすく育てはじめの一步」， 「家庭教育ブック ひよこ」， 「家庭教育ブック」， 「家庭教育ブック つばさ」
○多様な学習情報が得られる体制の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県生涯学習情報提供システムの充実 ・市町村広報体制との連携

提言3 生涯学習推進体制の強化

提言3に対する小項目	提言3に対応する具体的施策
○県， 市町村， 大学， 民間教育事業者 NPO等の各セクターそれぞれの役割を踏まえた連携（コンソーシアム等）の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県の役割</u> 各セクターへの支援及び人材育成や学習プログラム開発へのシフト ・<u>市町村の役割</u> 住民への直接サービス（趣味教養に関する講座及び社会の要請に関する講座等）の拡充 ・<u>大学</u> 高度で専門的な講座の拡充や各セ

	<p>クターと連携したコンソーシアム事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間教育事業者 個人の要望に関する講座の拡充 ・NPO それぞれの団体の創意工夫による社会の要請に関する講座の実施
○生涯学習センターの機能・役割についての検証	<p>教育基本法（H18）の改正や中教審答申（H20）及び、平成27年度で指定管理期間も終了することから、平成26年度中に、生涯学習センターの在り方について、以下の①、②により方向性を検証する。</p> <p>①評価検討委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性や学習環境などの調査をもとに各センターの役割について検証 ・生涯学習センターの必要性についての協議 <p>②第12期茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会議において、評価検討委員会の調査結果をもとに、生涯学習センターの在り方についての方向性を決定</p>
○コンソーシアム事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらき子ども大学事業の展開 ・新たなコンソーシアム事業の創出 ・生涯学習課と他部局との連携の推進
○社会全体で教育に取り組む体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域や企業との連携の推進 ・企業連携による教育力向上推進事業の推進

提言4 地域の特色を生かした生涯学習推進構想

提言4に対する小項目	提言4に対応する具体的施策
○県内5地区（水戸、県北、鹿行、県南、県西）や県内各地域の特色を生かした生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の特色を把握するための調査分析（人口動態の現状把握と将来推移の展望をもとにした分析等） ・各地域の特色を生かした施策の実施

○隣接県隣接地域との交流による生涯学習の推進	・隣接県（福島、栃木、埼玉、千葉）との連携を図り、隣接地域の活性化を図る施策の実施
------------------------	---

【全体を通して】

現在、県の社会教育行政は、大きな転換期に差し迫っています。少子高齢化や都市化、過疎化による地域間格差、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化など、様々な問題が生じています。これらの様々な問題に対応していくためにも個人の自立に向けた学習、絆づくり、地域づくりに向けた体制づくりを進めていく必要があります。そのためにも、生涯学習推進体制の再構築を含め、県、市町村、大学、民間教育事業者のそれぞれの役割を明確にするとともに、県民一人一人が生きがいのある人生をめざして学習し、積極的に社会に参画することで、その成果を生かし、他者と協働しながら主体的に地域づくりに貢献していこうとする知の循環型社会をめざしていくことが大切です。

様々な課題を受けて、県においても、ネットワーク型行政の構築に向けて、各課題に対応した施策を積極的に打ち出してきました。

その一つとして、生涯学習推進事業連絡会議の中では、各セクターの連携が重要とされる中で、そのつながりを作るだけでなく、そのつながりをさらに発酵醸造させるようなワークショップを積極的に取り入れてきました。その会議の中で、地域の教育力の向上を推進するために、コンソーシアムの力を活用し、子どもたちが自ら課題を見つけ、解決する力を育ていける環境を醸成することを目的に、「コンソーシアム いばらき子ども大学」が実施されました。各地域のNPOが主体となり、大学、企業、民間教育事業者、生涯学習関連施設等からなる「いばらき子ども大学推進本部会」を運営主体とする協働事業で、社会全体で子どもたちを育てる事業としては、理想的な事業となりました。

また、未来の茨城を担う子どもたちに郷土愛を育む取組として、「いばらきっ子郷土検定」を開催しました。検定を通して、郷土を知り、郷土に愛着を持つ子ども育てることで、学校が地域を支えるという土台を築いていく、大変すばらしい事業でした。

このような取組は、十分評価に値するものであり、今後の取組も期待されるものです。

おわりに

この第11期の審議会では、国の動向を踏まえ、県内の状況を捉えながら、「新たな生涯学習推進のための施策について」というテーマで審議を重ねてきましたが、今後推進していく施策について、具体的に何をすべきかを提言しました。この提言の内容を計画的かつ着実に実行していくことと同時に、それぞれの評価を重ね、効果の検証等のフォローアップをしていくことが必要です。

最後に、第12期生涯学習審議会の場においても、変化の激しい社会に対応する新しい生涯学習推進体制について、積極的な議論が行われることを期待しています。

<参考資料>

- 1 第11期茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員
- 2 第11期茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会議の審議方針及び流れ
- 3 第11期茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会議審議経過
- 4 茨城県生涯学習審議会条例
- 5 茨城県社会教育委員条例
- 6 本県の主な事業について
 - (1) 地域との連携による学校の防災力強化推進事業
 - (2) 学校図書館支援事業
 - (3) いばらきっ子郷土検定事業
 - (4) 企業連携による教育力向上推進事業
 - (5) 家庭の教育力向上プロジェクト事業
- 7 市町村へのアンケート(平成24年度)

1 第11期茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員

(任期：平成24年8月1日～平成26年7月31日)

	氏名	役職等
1	飯島 勇	笠間市教育委員会教育長
2	池田 幸也	常磐大学コミュニティ振興学部教授
3	大山 紀子	水戸市立上大野小学校長
4	小田部 卓	(株)茨城新聞社代表取締役社長
5	◎菊池龍三郎	元茨城大学長
6	◇木村 競	茨城大学教育学部教授
7	◇郡司 丈児	茨城県立日立第一高等学校長
8	坂本 敬子	(株)月の井酒造店代表取締役
9	塩原 慶子	特定非営利活動法人 結 代表
10	堤 千賀子	茨城県メディア教育指導員連絡会会長
11	○野口不二子	雨情会会長
12	幡谷 勉	(資)幡弁商店代表社員
13	横須賀聡子	特定非営利活動法人水戸こどもの劇場副代表
14	萩原 勇	県議会議員
15	鷲田 美加	特定非営利活動法人ままとーん元代表理事

◎：会長（議長） ○：副会長（副議長） ◇：起草委員

五十音順・敬称略

2 第 11 期茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育委員会議の審議方針及び流れ

(1) 審議方針

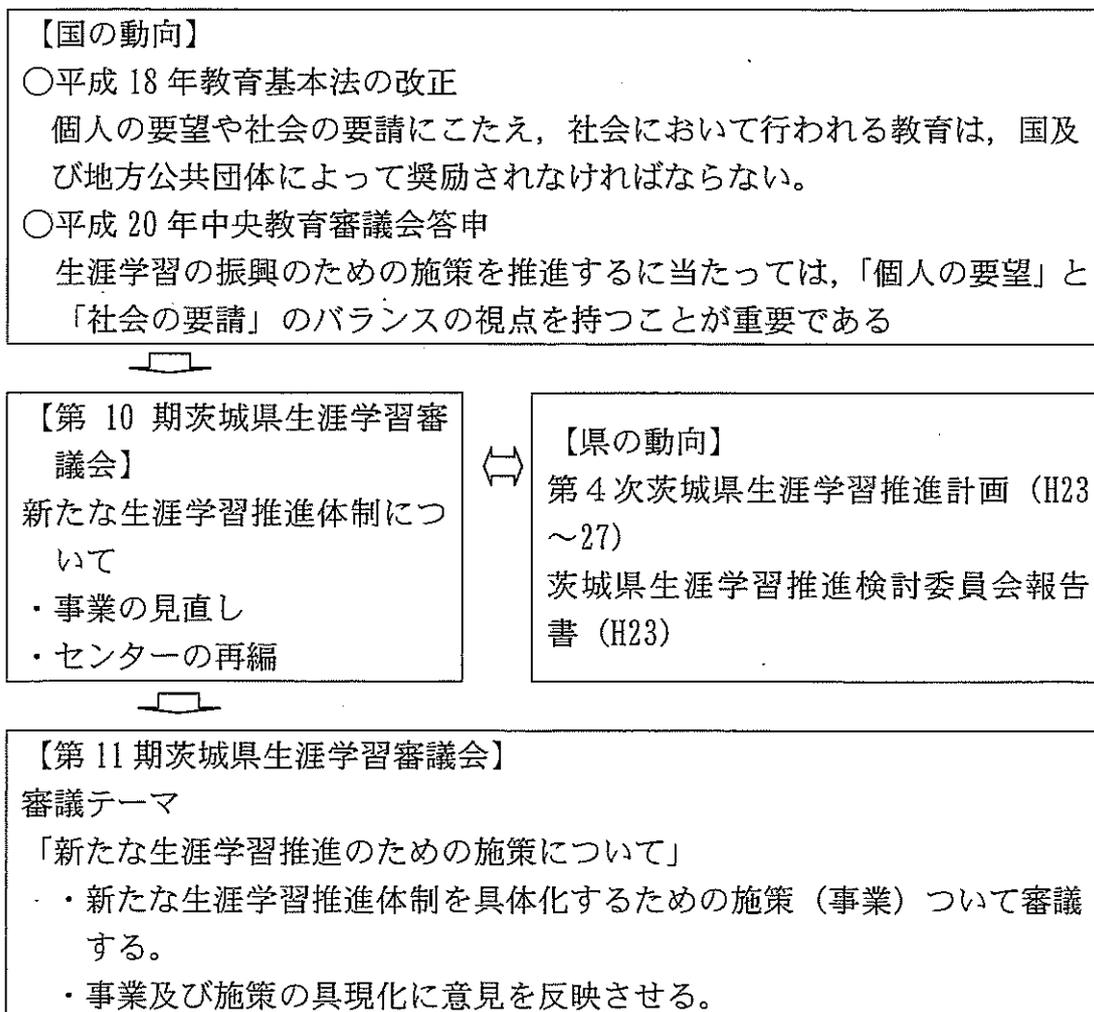
生涯学習は、平成 18 年の教育基本法の改正や平成 20 年度の中央教育審議会から「個人の要望」と「社会の要請」のバランスが重要であると明確化されました。

本県では平成 23 年度に第 4 次茨城県生涯学習推進計画を策定し、その中の重点事項の一つである学習機会の充実について、「社会の要請」へ対応していくこととしました。

さらに、平成 23 年度茨城県生涯学習推進検討委員会の報告書において、県の役割として、これまで「個人の要望」に比重が置かれた事業から「社会の要請」に関する学習機会の提供の拡充を図ることが明確に示されました。

審議会においては、新たな本県生涯学習推進体制への移行を踏まえ、具体的な事業について審議します。

(2) 審議会の流れ



3 第11期茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会議審議経過

回	開催期日	審議内容
1	平成24年11月7日	○会長及び副会長選出 ○審議内容について ○本県の生涯学習の方向について
2	平成25年2月13日	○新たな生涯学習に対応する事業について ○第3回審議会事例聴取先の選定について
3	平成25年6月21日	○事例聴取 ア 「もりや市民大学」 守谷市生活経済部市民協働推進課 イ 「ネイチャーキッズ特派員」 株式会社カスミ環境社会貢献部 ウ 「一本杉ふれあいのつどい」 水戸市立常磐小学校 ○ 新規事業等の現状報告
4	平成25年9月11日	○平成25年度事業について ○新規事業（案）について
5	平成25年2月18日	○第11期審議会報告書（案）について ○事業等の進捗状況について ○社会教育団体への補助金交付について
6	平成25年7月28日	○第11期審議会報告書（案）について ○第5次茨城県生涯学習推進計画策定に向けて

4 茨城県生涯学習審議会条例

(平成4年3月27日茨城県条例第54号)

(審議会の設置)

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条第1項の規定に基づき、茨城県生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、教育委員会規則の定めるところにより専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、審議会の指示を受けて調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成15年3月26日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

5 茨城県社会教育委員条例

(昭和37年 3月30日条例第28号)

(委員の設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定により社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の委嘱)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、15人とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償について、別に定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年条例第75号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に特定の地位又は職により委嘱された社会教育委員(以下「委員」という。)で、この条例の施行の際現に委員であるものの任期は、当該委員が委員に委嘱された日から起算して2年とする。

付 則(平成25年条例第51号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に従前の茨城県社会教育委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、この条例による改正後の茨城県社会教育委員条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定により茨城県社会教育委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、施行日における従前の茨城県社会教育委員の任期の残任期間と同一の期間とする

6 本課の主な事業について

(1) 地域との連携による学校の防災力強化推進事業

地域との連携による学校の防災力強化推進事業

教育庁保健体育課・生涯学習課

学校、地域・家庭、行政が連携した防災教育の取り組みを実施することで、学校の防災力を強化します。

1 防災教育に関する委員会等の設置

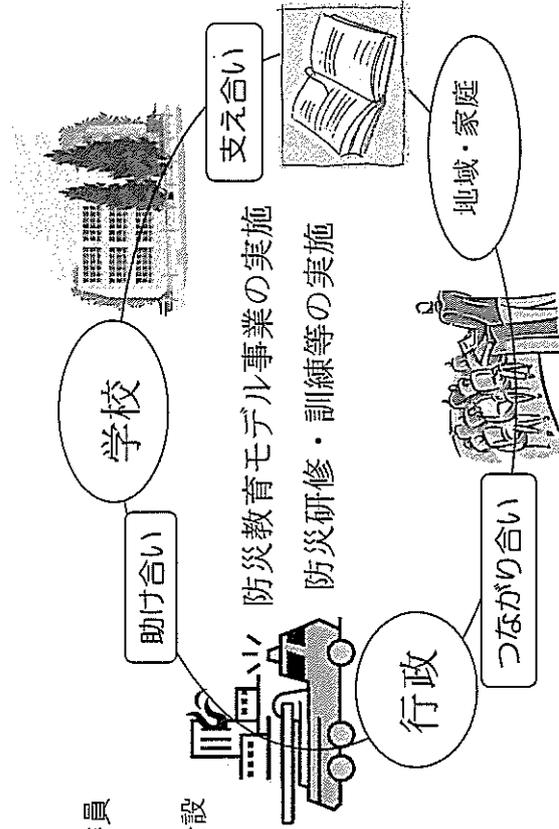
- ・ 県教育委員会及び市町村に防災部局と連携した「学校防災推進委員会」を設置
- ・ 学校に地域の自主防災組織等と連携した「学校防災連絡会議」を設置

2 防災教室等の実施

- ・ 市町村教育委員会主催で管内の教員を対象に防災研修を実施
- ・ 公立学校において、地域と連携した避難訓練等を実施

3 地域と学校が連携した防災教育モデル事業

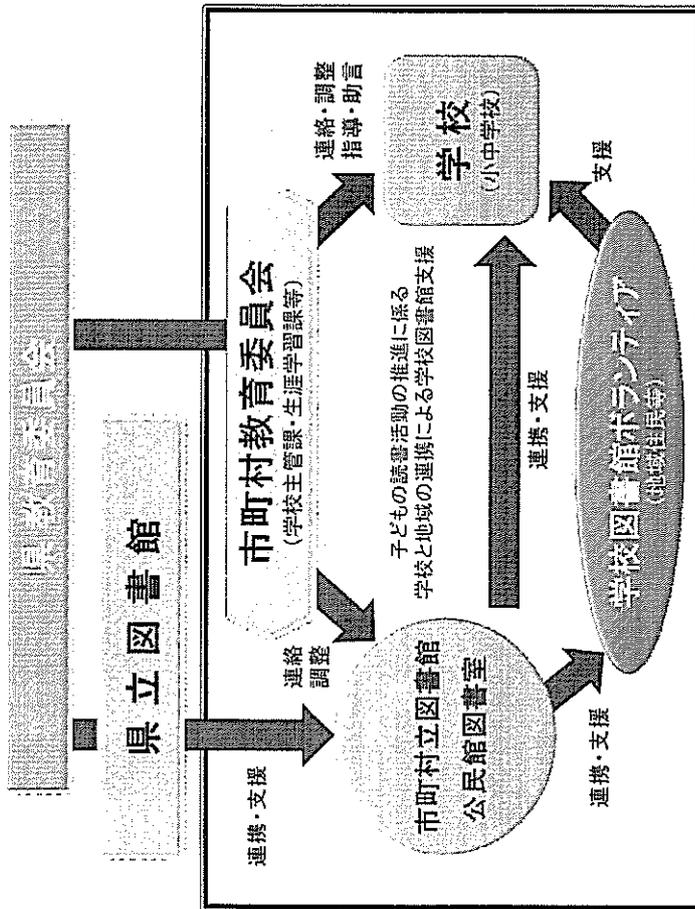
- ・ 被災の大きかったモデル地域（市町村単位）において、復旧・復興を含めた防災事業を実施
- ・ 「学校と地域の連携による学校防災を考えるつどい」を開催（モデル地域の事例発表等）



学校図書館支援事業概要

(2) 学校図書館支援事業

【体制図】



<学校図書館支援の内容>

- ① 専門的知識や技能、情報等の提供
- ② 司書教諭及び学校図書館担当職員、学校図書館ボランティア等への研修会の実施
- ③ 学校図書館ボランティアによる学校図書館運営支援の実施
- ④ 学校及び学校図書館ボランティア、市町村立図書館等との連絡会等の開催
- ⑤ 県立図書館の「貸出図書パック」の優先的貸出

■ モデル1校の取組

- 学校図書館の活用など言語環境の整備充実
- 日常的な読書と図書の活用のための計画的・継続的指導の充実

■ 市町村立図書館等の取組

- 学校との連携による学校図書館支援
- 学校図書館ボランティア活動の推進

■ 市町村教育委員会の取組

- 知的活動を増進し、人間形成や情操を養う読書活動の充実のための支援
- 学校ぐるみでの読書活動の充実及び、読書指導の充実のための支援
- 地域・家庭と連携した学校の読書活動の推進

■ 学校図書館ボランティアの取組

- 子どもたち一人一人に「豊かな学力」と「豊かな人間性」を育むために、本に親しみ、本を活用できる子どもたちを地域全体で育てる
- 学校図書館の現状や課題を共有し、実情に合わせた活動を行う

<支援事例>

例1【環境整備】

市町村立図書館と連携しながら、子どもたちの意欲を高める学校図書館環境づくりを行う。

効果

図書室の利用が促進され、読書活動が活性化される。

例2【読み聞かせ等の活動】

図書委員会活動を支援しながら、学校図書館ボランティアのいる学校図書館づくりを目指す。

効果

子どもたちの読書活動に対する多様な興味・関心の要求に応えることで、読書活動が推進される。

例3【選書】

学校や司書教諭等の要望に応じて選書を行い、図書資料を充実させる。

効果

学校の実情に応じた選書により、豊かな学習活動が展開できるようになる。

いばらきっ子郷土検定事業（新規）

H25 予算額 2,202千円

教育庁生涯学習課
学習支援G（内線5322）

楽しみながら本県の伝統や文化等を学ぶことができるよう、中学2年生を対象に茨城県独自の郷土検定を実施します。

【課題】

- 社会環境の変化とともに、子どもたちが伝統や文化に接する機会が減少
- 子どもたちが伝統や文化を尊重し、郷土に対する愛着や誇りを高めていく必要がある

【対応】

- 茨城県独自の郷土検定を行い、本県の伝統や文化等を学ぶことにより、子どもたちの郷土への愛着や誇りを育む

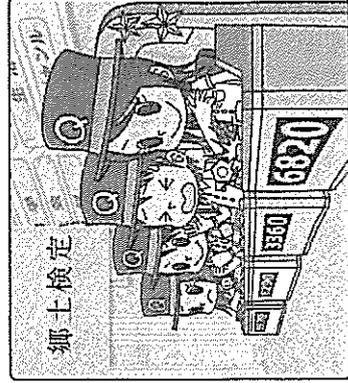
事業の概要

中学2年生を対象に茨城県独自の郷土検定を実施

- ① 内容
 - 「歴史」「文化・人物」「生活・自然」「商工業・観光物産」「農林・水産業」等から出題
 - 市町村大会及び県大会を実施
- ② 取組
 - 市町村大会（各市町村・中学校で実施）
 - ・ 時期 1月
 - ・ 方法 中学校において「総合的な学習の時間」等を実施
 - ・ 問題 市町村問題（地元に関連した問題）・県問題（全県的な問題）
 - ・ 認定 個人：正答数に応じて1級～3級を認定
 - 県大会（各市町村代表校による大会）
 - ・ 時期 2月
 - ・ 問題 県問題（全県的な問題）
 - ・ 方法 市町村代表校4校及び国立・県立・私立の代表校1校による対抗戦により優勝校を決定

県大会

代表中学校45チームの対抗戦
優勝校を決定



(4) 企業連携による教育力向上推進事業

1 背景

- 社会全体の教育力の低下が叫ばれており、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、社会全体での教育力の向上が求められている。そのため、学校・家庭・地域等がそれぞれの教育力を高めていく必要があるとともに、しっかりと連携して子どもたちを育むことが重要となってきた。
- 地域の核である企業から学校への支援、県が企業を通して家庭教育を支援することで、社会全体の教育力の向上に大きな力となる。
 - ・企業のもつ教育的財産（専門的な知識や技能、保有施設等）を学校の授業等に活用
 - ・企業内における従業員研修において、家庭教育の重要性について啓発

2 「企業と茨城県教育委員会との連携による教育支援推進に関する協定」の締結（H26.3.28締結）

〔協定の内容〕

- ・学校が行う教育活動に対する企業からの支援
 - ・企業の従業員向け家庭教育学級等の開設に対する県からの支援
- ※複数の経済団体と協定を結び、相互に学校支援・家庭教育支援を行う仕組みは全国初である。

〔参考〕

○協定の締結にあたり「企業と県教育庁との連携による教育支援のための検討会」を設置。

(1) 検討会の構成

- ・茨城産業会議
 - (一社)茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会の事務局長または事務局長
- ・茨城県教育庁
 - 教育次長（総括）、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、生涯学習課
- ・教育関係団体
 - 市町村教育長協議会代表、小中学校・高等学校・特別支援学校の各校長会代表

(2) 協定締結までの検討会の開催状況

第1回：平成25年9月4日(水) 第2回：平成25年11月6日(水)

3 具体的な事業

(1) 「企業による学校支援ハンドブック」(企業が提供する学校支援メニューの一覧)の作成

- ・職場見学、体験の受入れ可能な企業等を探すことが容易になる。

(2) 「企業における家庭教育支援リーフレット」(従業員向け家庭教育学級等の開設支援資料)の作成

- ・企業研修の中に家庭教育学級を積極的に組み入れていくことが可能になる。

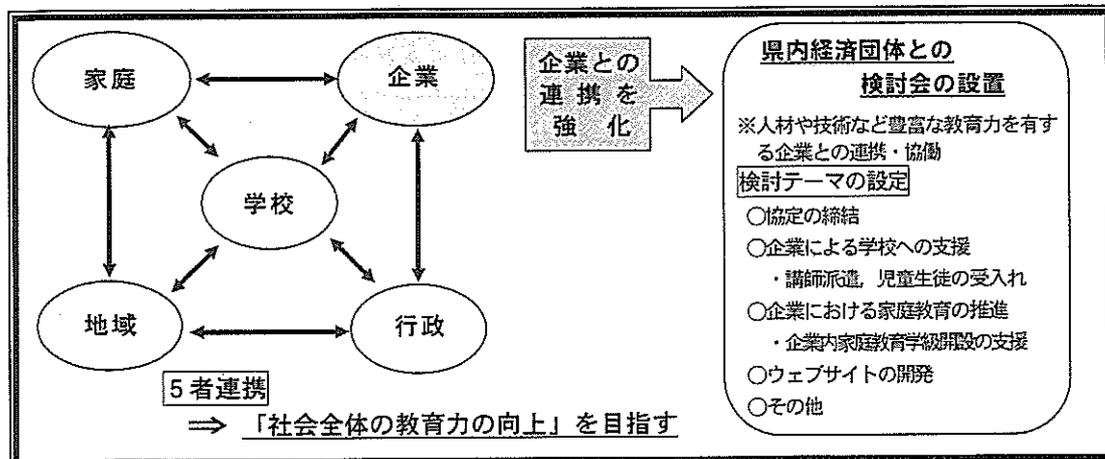
(3) 「企業との連携による教育支援ウェブサイト」作成

- ・インターネットを通じて情報を閲覧でき、メールにより学校支援や家庭教育支援の申し込みや問い合わせが可能になる。

・(1)から(3)の資料等については、平成26年度の検討会で各経済団体と調整し、11月を目途に作成。その後、学校や企業等へ配布・周知する。

・今年度の検討会の開催状況

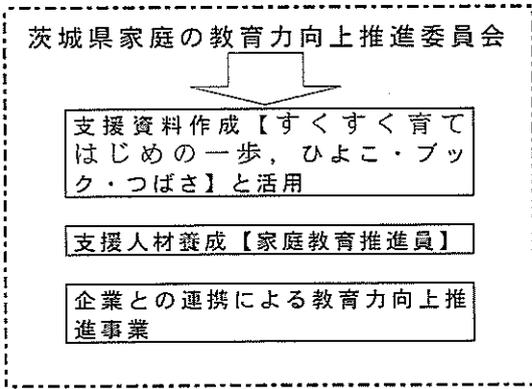
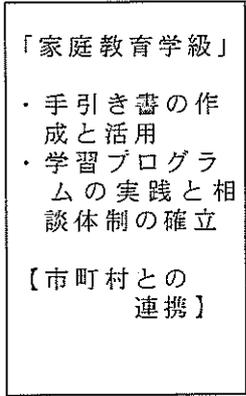
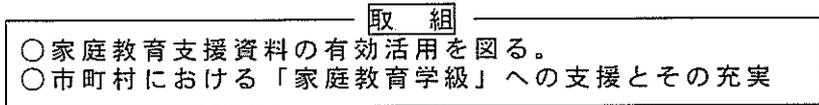
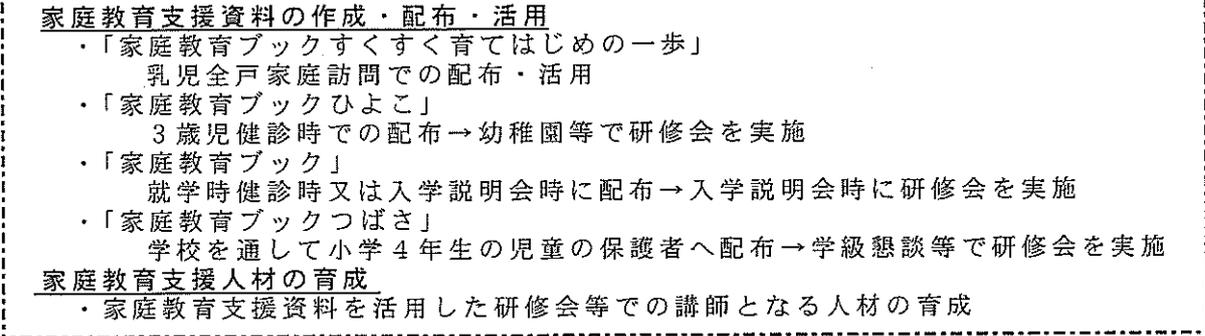
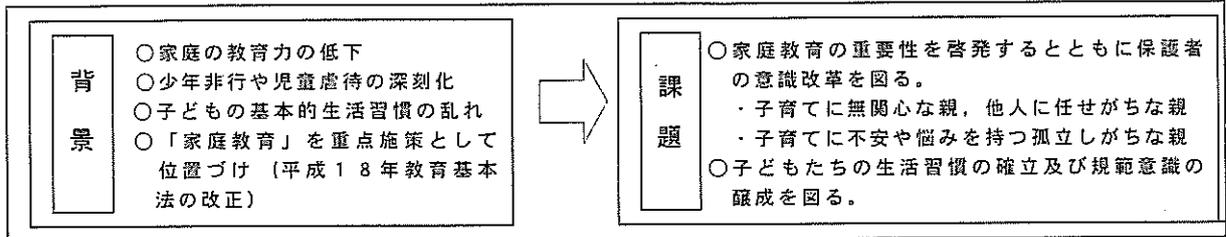
第3回：平成26年7月1日(火) 第4回：平成26年10月予定



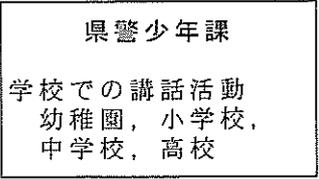
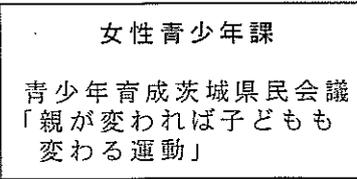
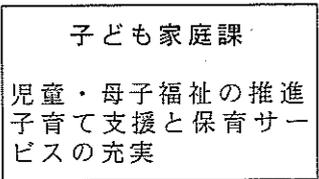
(5) 家庭の教育力向上プロジェクト事業

家庭の教育力向上に向けた取組

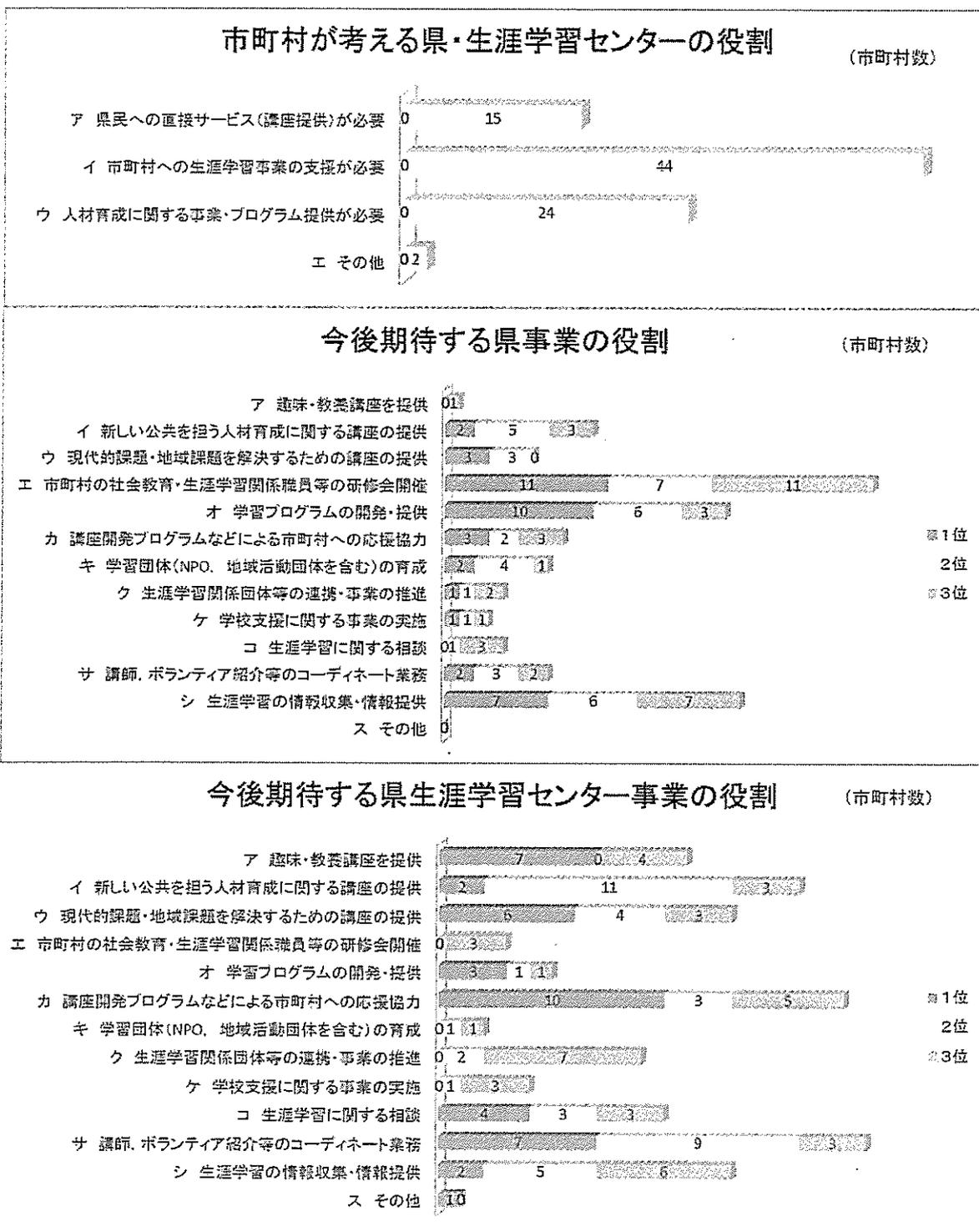
生涯学習課



働く保護者の意識改革【企業との連携】



② 県や生涯学習センターの事業の役割についての調査



【考察】

- 市町村が考える県の役割については、全市町村が「市町村への生涯学習事業の支援が必要である」と考えている。
- 今後期待する役割については、県は研修会開催、学習プログラムの開発・提供であり、県生涯学習センターでは、コーディネート業務、市町村への応援協力が必要であると考えている。
- 県の役割として、県民への直接サービスから市町村支援に重きを置いた事業展開にシフトし、県と生涯学習センターとともに、講座プログラム開発、研修会、新しい需要に対応できる講座の開発等が必要である。

